

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

令和元年 9 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	農林業センサス	2
	自動車輸送統計調査	4
2	一般統計調査の承認	8
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	10
	(2) 変更	14

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
R1.9.26	農林業センサス	農 林 水 産 省 大 臣 官 房 統 計 部 経 営 ・ 構 造 統 計 課 セ ン サ ス 統 計 室
R1.9.26	自動車輸送統計調査	国 土 交 通 省 総 合 政 策 局 情 報 政 策 課 交 通 経 済 統 計 調 査 室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	農林業センサス
承認年月日	令和元年9月26日
実施機関	農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室
目的	新統計法に基づき、農林業構造統計（基幹統計）を作成し、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。
沿革	<p>我が国における農業に関するセンサスは、経済統計に関する国際条約に基づいて10年目ごとに行われる世界センサスと、その後5年目ごとの中間年次に行われる国内センサスという2つの性格のものが、同一体系の下に実施されている。</p> <p>このセンサスの出発点をなすものは、昭和25年に行われた「1950年世界農業センサス」であるが、その後は、昭和30年に農林業センサスの一環である「昭和30年臨時農業基本調査」として、農山村地域（農業集落）に関する調査が行われたほか、昭和35年の「1960年世界農林業センサス」からは、林業に関する調査が加えられた。</p> <p>平成2年調査の「1990年世界農林業センサス」においては、新たに「農業サービス事業体調査」が加わるとともに、調査対象農業事業体の経営耕地面積などの下限基準の見直し、小規模農家の調査の簡略化など、大幅な改正が行われている。平成12年調査の「2000年世界農林業センサス」においては、新たに「林業サービス事業体等調査」が加わるとともに、調査対象林業事業体の保有山林面積の下限基準の見直し、小規模農家の調査票を専用の調査票とするなどの改正が行われている。</p> <p>また、平成17年調査の「2005年農林業センサス」においては、農林業の基本的構造について、経営体を基礎として把握するため、従来、形態別に分かれていた事業体に係る調査を農林業経営体に係る調査に、農業と林業に分かれていた地域調査を農山村地域調査に再編成し、更に林業に係る調査を5年周期とするなどの大規模な改正が行われている。</p>
調査票の構成	1－農林業経営体調査票 2－農山村地域調査票（市区町村用） 3－農山村地域調査票（農業集落用）
公表	インターネット、印刷物及び閲覧（概要：令和2年11月末、詳細：令和3年3月末以降）
備考	<p>1. 今回の承認は、令和2年以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 承認内容は、農山村地域調査票（農業集落用）の調査方法について、地方農政局等の職員による調査も可能とするよう変更</p>
調査票－1	農林業経営体調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としないものは除く。また、林業を行う者については、森林経営計画に従って施業を行う者又は保有山林において調査期日前5年間継続して育林若しくは伐採を実施した者、並びに素材生産業において調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材生産を行った者を対象とする。）
客体数／母集団数	約141万経営体
選定方法	全数
母集団情報	農林業経営体調査客体候補名簿
配布・収集	【配布】調査員・職員、【収集】調査員・オンライン・職員
把握時	令和2年2月1日現在
調査組織	農林水産省－都道府県－市区町村－調査員－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	令和元年12月15日～令和2年2月28日

調査事項	1. 経営の態様に関する事項、2. 世帯の状況に関する事項、3. 農業労働力に関する事項、4. 経営耕地面積等に関する事項、5. 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況に関する事項、6. 農産物の販売金額等に関する事項、7. 農作業受託の状況に関する事項、8. 農業経営の特徴に関する事項、9. 農業生産関連事業に関する事項、10. 保有山林面積に関する事項、11. 育林面積等及び素材生産量に関する事項、12. 林業労働力に関する事項、13. 林産物の販売金額等に関する事項、14. 林業作業の委託及び受託の状況に関する事項、15. その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項
調査票－2	農山村地域調査票（市区町村用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	市区町村
客体数／母集団数	約1,900市区町村
選定方法	全数
母集団情報	令和2年2月1日現在の市区町村
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	令和2年2月1日現在
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	令和2年1月15日～2月28日
調査事項	総土地面積・林野面積に関する事項
調査票－3	農山村地域調査票（農業集落用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く。）
客体数／母集団数	約140,000集落
選定方法	全数
母集団情報	農林業センサス農業集落名簿
配布・取集	【配布】郵送・調査員・職員、【取集】郵送・オンライン・調査員・職員
把握時	令和2年2月1日現在
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	令和元年12月1日～令和2年2月28日（ただし、左記の期間に未回収の調査票については、2020年4月1日～6月30日の期間で調査員調査を行う。）
調査事項	1. 地域資源の保全・活用状況に関する事項、2. その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

【調査名】	自動車輸送統計調査
承認年月日	令和元年9月26日
実施機関	国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室
目的	本調査は、自動車輸送統計（自動車による貨物及び旅客の輸送の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成し、我が国の経済政策及び交通政策を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく道路運送調査規則（昭和27年運輸省建設省令第1号）により、自動車の使用者は、「自動車輸送実績報告書」として自動車による旅客又は貨物の輸送状況を所管の運輸省に提出することとされており、これを基に輸送統計が作成されていたが、自動車の激増等により輸送状況をより迅速かつ正確に把握するため、昭和35年4月から統計法に基づく指定統計第99号を作成するための調査として自動車輸送統計調査が開始された。</p> <p>その後、昭和39年に営業用バス全数調査及び路線トラック調査の追加、昭和62年に軽自動車を調査対象に追加する等の変更を行った。また、特別積合せトラック調査については、規制緩和（営業区域規制の廃止）に伴い、平成17年度以降休止した。平成22年10月から、地方支分部局経由の調査員調査から本省直轄の郵送調査への変更を行うとともに、事業用貨物自動車について、車両単位から事業所単位の層化抽出に変更などを行い、平成27年4月からは、他の陸上輸送及び海上輸送に関する統計調査との比較可能性の向上を図る観点から、輸送貨物の品目分類の見直しを行った。</p> <p>令和2年以降の調査については、結果精度の向上や報告者負担の軽減の観点から、営業用トラック調査及び旅客営業用バス調査にかかる報告者の選定方法及び数等の変更を行った。</p>
調査票の構成	1－第1号様式 2－第2号様式 3－第3号様式 4－第3号様式の2 5－第3号様式の3 6－第4号様式
公表	<p>【令和2年9月調査分まで】</p> <p>インターネット</p> <p>自動車輸送統計月報：調査月経過後2か月以内</p> <p>【令和2年10月調査分以降】</p> <p>インターネット</p> <p>自動車輸送統計月報（速報）：調査月経過後2か月以内</p> <p>自動車輸送統計月報（確報）：速報公表後速やかに</p> <p>インターネット及び印刷物</p> <p>自動車輸送統計年報：調査実施年度経過後6か月以内</p>
備考	<p>1. 今回の承認は、令和2年4月調査分以降についての変更承認※</p> <p>2. 主な承認内容は、調査の方法、集計事項及び公表の方法・期日</p> <p>※ 調査結果の公表の方法及び期日については、令和2年10月調査分以降</p>
調査票－1	第1号様式
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>貨物の輸送の用に供する自動車。ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。</p> <p>ア 軽自動車以外の自動車については、自家用自動車及び登録を受けない自動車。軽自動車については、自家用自動車及び検査対象外軽自動車</p> <p>イ 駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車</p> <p>ウ 自動車輸送統計作成上、調査の必要がないと思われる自動車</p>
客体数／母集団数	1月、4月、7月及び10月：約9,800両、左記以外の月：約4,900両／約143万両

選 定 方 法	自動車登録ファイル ^(注) 等に基づく車両単位による層化抽出(地域別、車種別(普通車については最大積載量区分別。))により調査対象の自動車を選定 (注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき登録された自動車情報
母 集 団 情 報	自動車登録ファイル等
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
把 握 時	国土交通大臣が指定する7日間
調 査 組 織	国土交通省－民間事業者－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査期間満了の15日後
調 査 事 項	1. 自動車の種類、2. 主な用途、3. 最大積載量、4. 輸送回数、5. 輸送区間、6. 走行距離、7. 輸送貨物の重量、8. 輸送貨物の品目、9. 休車日数、10. 前各号に関連する事項
調 査 票 - 2	第2号様式
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	貨物の輸送の用に供する自動車。ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。 ア 軽自動車以外の自動車については、事業用自動車及び登録を受けない自動車。軽自動車については、全ての自動車 イ 駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車 ウ 自動車輸送統計作成上、調査の必要がないと思われる自動車
客 体 数 / 母 集 団 数	約9,700両/約631万両
選 定 方 法	自動車登録ファイルに基づく車両単位による層化抽出(地域別、車種別)により調査対象の自動車を選定
母 集 団 情 報	自動車登録ファイル
配 布 ・ 取 集	郵送
把 握 時	国土交通大臣が指定する7日間
調 査 組 織	国土交通省－民間事業者－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査期間満了の15日後
調 査 事 項	1. 自動車の種類、2. 最大積載量、3. 輸送回数、4. 輸送区間、5. 走行距離、6. 輸送貨物の重量、7. 輸送貨物の品目、8. 休車日数、9. 事業の用に供される自動車であるときは、その事業の種類、10. 前各号に関連する事項
調 査 票 - 3	第3号様式
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業のうち一以上の事業を営む事業所(ただし、乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る)
客 体 数 / 母 集 団 数	約4,400事業所
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	事業所台帳データ
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
把 握 時	調査実施月の1か月間
調 査 組 織	国土交通省－民間事業者－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査期間満了の15日後
調 査 事 項	1. 輸送人員、2. 走行距離、3. 運行回数、4. 保有車両数、5. 前各号に関連する事項

調査票 - 4	第3号様式の2
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	旅客の輸送の用に供する自動車。ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。 ア 軽自動車以外の自動車については、自家用自動車及び登録を受けない自動車。軽自動車については、自家用自動車及び検査対象外軽自動車 イ 駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車 ウ 自動車輸送統計作成上、調査の必要がないと思われる自動車
客体数／母集団数	約1,000両（一般乗合：約800両、高速乗合：約200両）／約900事業所
選定方法	道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業所情報に基づく事業所単位による層化抽出（地域別及び保有車両規模別）により調査対象の事業所をそれぞれ用途別（一般乗合及び高速乗合）に選定（ただし、いずれも乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る） 選定された事業所は、保有する自動車のうち、自動車登録番号の小さいものから1台選定。ただし、前月に引き続き調査対象となった事業所においては、既に対象となった自動車を除き、自動車登録番号の小さいものから順に1台選定。なお、すべての自動車が選定された場合には、再度同様の手順により選定
母集団情報	—
配布・収集	郵送
把握時	国土交通大臣が指定する3日間
調査組織	国土交通省—民間事業者—報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査期間満了の15日後
調査事項	1. 乗車定員、2. 輸送回数、3. 輸送区間、4. 走行距離、5. 輸送人員、6. 休車日数、7. 前各号に関連する事項
調査票 - 5	第3号様式の3
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	旅客の輸送の用に供する自動車。ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。 ア 軽自動車以外の自動車については、自家用自動車及び登録を受けない自動車。軽自動車については、自家用自動車及び検査対象外軽自動車 イ 駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車 ウ 自動車輸送統計作成上、調査の必要がないと思われる自動車
客体数／母集団数	約900両／約3,900事業所
選定方法	道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業所情報に基づく事業所単位による層化抽出（地域別及び保有車両規模別）により調査対象の事業所を選定（ただし、いずれも乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る） 選定された事業所は、保有する自動車のうち、自動車登録番号の小さいものから1台選定。ただし、前月に引き続き調査対象となった事業所においては、既に対象となった自動車を除き、自動車登録番号の小さいものから順に1台選定。なお、すべての自動車が選定された場合には、再度同様の手順により選定
母集団情報	—
配布・収集	郵送
把握時	国土交通大臣が指定する3日間
調査組織	国土交通省—民間事業者—報告者

調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査期間満了の15日後
調 査 事 項	1. 乗車定員、2. 輸送回数、3. 輸送区間、4. 走行距離、5. 輸送人員、6. 休車日数、 7. 前各号に関連する事項
調 査 票 - 6	第4号様式
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	旅客の輸送の用に供する自動車。ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。 ア 軽自動車以外の自動車については、自家用自動車及び登録を受けない自動車。軽自動車 については、自家用自動車及び検査対象外軽自動車 イ 駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車 ウ 自動車輸送統計作成上、調査の必要がないと思われる自動車
客体数／母集団数	約500両／約230,000両
選 定 方 法	自動車登録ファイル等に基づく車両単位による地域別層化抽出により調査対象の自動車を選定
母 集 団 情 報	自動車登録ファイル等
配 布 ・ 取 集	郵送
把 握 時	国土交通大臣が指定する3日間
調 査 組 織	国土交通省－民間事業者－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査期間満了の15日後
調 査 事 項	1. 乗車定員、2. 輸送回数、3. 輸送区間、4. 走行距離、5. 輸送人員、6. 休車日数、 7. 前各号に関連する事項

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
雇用均等基本調査	令和元年9月9日	厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課	男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握し、雇用環境・均等行政の成果測定や方向性の検討を行う上での基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	6,000企業 6,200事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	1年	毎年10月1日～10月31日	
能力開発基本調査	令和元年9月9日	厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室	我が国の企業、事務所及び労働者の能力開発の実態を正社員・正社員以外別に明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。	全国	3	7,400企業 7,100事業所 29,900人	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	1年	毎年10月1日～10月31日 毎年10月2日～10月31日 毎年10月15日～11月16日	
建設業構造実態調査	令和元年9月9日	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課専門工事業・建設関連産業振興室	建設業の基本的な産業構造を明らかにし、かつ、その中長期的変化を把握することにより建設産業政策上の必要な基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	12,000社	無作為抽出	郵送 オンライン	5年	令和元年11月1日～令和2年1月31日	
空き家所有者実態調査 (変更前の名称:空家実態調査)	令和元年9月10日	国土交通省住宅局住宅政策課	近年、空き家の管理不全による地域の防災性・防犯性の低下や居住環境の悪化などの外部不経済(空き家問題)が全国的に社会問題化していることに鑑み、全国の空き家所有者について実態を把握し、住生活基本計画(全国計画)における空き家に関する基本的施策の検討及び空き家対策に関する指標の設定等に資する基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	14,000者	無作為抽出	郵送 オンライン	5年	令和元年11月～令和2年1月	
環境保健サーベイランス調査	令和元年9月11日	環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保健業務室	昭和62年の公害健康被害の補償に関する法律(昭和48年法律第111号)の改正に伴う中央公害対策審議会答申及び国会附帯決議等を踏まえ、長期的かつ予見的観点をもって、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要な措置を講ずることを目的とする。	小樽市、旭川市、釧路市、八戸市、秋田市、佐野市、草加市、千葉市(中央区、花見川区)、柏市、我孫子市、墨田区、中野区、横浜市(鶴見区)、川崎市(幸区)、相模原市、高岡市、甲府市、松本市、岐阜市、大垣市、名古屋市(港区、南区)、安城市、東海市、四日市市、大阪市(淀川区、西淀川区)、堺市、大東市、神戸市(灘区、兵庫区)、尼崎市、西宮市、芦屋市、和歌山市、広島市、宇部市、山陽小野田市、北九州市(八幡西区)、福岡市(南区)、大分市、那覇市	2	160,000人	全数	職員 郵送	1年	通年 毎年6月	

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
民間企業の勤務条件制度等調査	令和元年9月17日	人事院職員福祉局 職員福祉課	民間企業における労働条件、休業・休暇、福利厚生、退職管理及び業務・災害に対する法定外給付等の実態を把握し、国家公務員の勤務条件の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	7,500社	無作為抽出	職員 郵送 オンライン	1年	毎年10月1日～11月30日	
医薬品価格調査	令和元年9月24日	厚生労働省医政局 経済課	市場実勢価格調査に基づき決定することとされている医療用医薬品の「使用薬剤の薬価(薬価基準)」（厚生労働省告示）の改定の基礎資料等を得ることを目的とする。	全国	4	8,000事業所 930施設 1,000薬局	全数 無作為抽出 有意抽出	郵送 オンライン	1回限り 1年	令和元年9月中旬～10月下旬 毎年調査月の翌月下旬	本調査は、2年周期で実施する本調査票(3様式)と、毎年実施する経時変動調査票(1様式)から構成されている。今後も継続的な実施が想定されているが、現行の標本設計等の妥当性や合理性について、検討・整理が必要であるとの観点から、本調査票(3様式)については「1回限り」で承認
国民健康・栄養調査	令和元年9月24日	厚生労働省健康局 健康課栄養指導室	国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	45,000人 6,000世帯	無作為抽出	調査員 オンライン	1年	毎年10月上旬～11月下旬	
バルク貨物流動調査	令和元年9月24日	国土交通省港湾局 計画課企画室	バルク貨物(「コンテナ貨物」及び「トラック・トレーラーに積載されRORO船等により輸送される貨物」を除くすべての貨物)の流動実態を的確に把握し、我が国の産業や国民生活に欠かせない資源・エネルギー・食糧等をはじめとするバルク貨物のより効率的な輸送体制を確立するための基礎資料を作成することを目的とする。	全国	4	340事業者	全数	郵送 オンライン FAX	5年	令和元年10月中旬～12月中旬	
ポストドクター等の雇用・進路に関する調査	令和元年9月26日	文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課	大学・公的研究機関で研究に従事しているポストドクター等の人数、属性、雇用及び進路の状況等の把握により、若手研究者を取り巻く課題を分析し、今後の施策の検討に資することを目的とする。	全国	1	1,200機関	全数	オンライン	3年	令和元年11月～令和2年1月末	
家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査	令和元年9月26日	環境省地球環境局 総務課低炭素社会推進室	家庭部門の詳細なCO ₂ 排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的とする。	全国	4	13,000世帯	無作為抽出 有意抽出	調査員 郵送 オンライン	1年	翌月15日 毎年9月15日 毎年3月15日	
特定保険医療材料価格調査	令和元年9月27日	厚生労働省医政局 経済課医療機器政策室	健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める特定保険医療材料(材料価格基準に記載されている再生医療等製品を含む)の購入価格(材料価格基準)の改正の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	2,270施設 7,100事業所	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年9月下旬～10月下旬	標本設計の妥当性の整理、報告者の記入負担軽減の検討及び一部調査事項の把握の必要性について検討・整理することとして「1回限り」で承認。
21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	令和元年9月27日	厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室	平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	27,400人	全数	郵送 オンライン	1年	毎年5月12日～6月11日	

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	手すき和紙機械すき和紙生産者調査	令和元年9月3日	高知県商工労働部工業振興課	高知県内における手すき和紙及び機械すき和紙の生産量や和紙原料の使用状況等を把握し、土佐和紙の振興を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	2	20事業所 10企業	全数	職員 電話	1年	毎年6月上旬～7月下旬
	男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査	令和元年9月4日	三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課	第3次三重県男女共同参画基本計画の策定等にかかる基礎資料とするため、女性の活躍や男女共同参画に関する県民の意識や生活状況を調査、把握するとともに、県民の意識の推移と生活状況の変化を明らかにすることを目的とする。	三重県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年9月11日～10月2日
	集落営農法人経営状況調査	令和元年9月4日	島根県農林水産部農業経営課	島根県の集落営農法人の経営状況等の実態調査を行い、今後の集落営農法人の育成及び確保に向けた施策の推進に活用することを目的とする。	島根県全域	1	230経営体	有意抽出	郵送	1年	毎年4月下旬～5月下旬
	高知県立農業高等学校の卒業生の進路状況調査	令和元年9月4日	高知県農業振興部農業担い手支援課	各年度の農業高等学校の卒業生の就農・就職・進学等の状況を把握し、今後の教育内容の改善と新規就農者の支援に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	いの町	1	40人	全数	職員	1年	毎年2月末
	楽しみながら健康になれる仕組みづくりに関する調査	令和元年9月4日	福岡市保健福祉局総務企画部政策推進課	福岡市民の健康に関する意識を調査することにより、市民が楽しみながら健康になれる仕組みづくりを明らかにすることを目的とする。	福岡市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年9月20日～10月4日
	静岡県外国人労働者実態調査	令和元年9月5日	静岡県くらし・環境部県民生活局多文化共生課	静岡県内の事業所における外国人労働者の受入態勢と活用状況を把握することで、今後、県が実施する多文化共生施策の基礎資料を得ることを目的とする。	静岡県全域	1	3,000事業所	無作為抽出	郵送	不定期 (原則として10年)	令和元年8月19日～9月2日
	県内大学・短大生の就職状況に関する調査	令和元年9月5日	愛知県労働局就業促進課	大学生等の就職状況を正確に把握し、就職問題に適切に対処することを目的とする。	愛知県全域	1	70校	全数	オンライン FAX	半年	上期:11月15日 下期:4月15日
	函館圏総合都市交通体系調査(都市交通実態調査)	令和元年9月9日	北海道建設部まちづくり局都市計画課	函館圏の人の動きに着目した調査を実施し、総合的な都市交通計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。	函館市 北斗市 七飯町	3	33,000世帯 60,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則として10年)	令和元年10月中旬～11月上旬
	千葉県医師(産科・小児・救急分野)需給調査	令和元年9月9日	千葉県健康福祉部医療整備課	千葉県内の産科・小児科・救急の医療分野に携わる医師について、将来の適切な医療の提供体制の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	千葉県全域	9	338機関	全数	郵送	1回限り	令和元年9月6日～9月30日
	都内企業等におけるSDGsの認知度・実態等に関する調査	令和元年9月9日	東京都産業労働局総務部企画計理課	東京都内の企業等のSDGsの認知度や取組状況、取組むことによる経営効果等を把握し、今後の中小企業支援施策検討の基礎資料とするとともに、調査結果を公表し、広く企業の今後の取組を推進することを目的とする。	東京都全域	2	15,000企業 1,000人	有意抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年9月13日～9月30日
製材品出荷量聞き取り調査	令和元年9月9日	高知県林業振興・環境部木材産業振興課	産業振興計画林業分野における戦略目標の目標値である製材品出荷量の現状値及び年間出荷量を推定するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	2	19事業体	全数 有意抽出	電話	四半期	5月、8月、11月、2月のそれぞれ中旬	
広島市日本語教育推進に係る実態調査	令和元年9月9日	広島市市民局人権啓発部人権啓発課	外国人市民に対する日本語教育の重要性が高まる中、広島市として日本語教育に係る具体的な計画を策定し、今後の対応方針を明確化するため、日本語教育に係る実態調査を実施し、実態や課題等を把握することを目的とする。	広島市全域	5	108事業所 1,000人	全数 有意抽出	調査員 郵送 電話	1回限り	令和元年9月10日～9月24日 令和元年9月19日～10月7日	

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	医療機関・訪問看護ステーション実態調査	令和元年9月10日	岐阜県健康福祉部 医療福祉連携推進課	令和2年度の第7期保健医療計画在宅医療対策の中間見直しに向け、既存の統計調査等では把握できない患者の重症度や要介護度等の患者の特性や、医療機関の在宅医療への参入意向等を把握することを目的とする。	岐阜県全域	2	1,920機関	全数	郵送	1回限り	令和元年9月12日～令和元年10月12日
	物流実態調査	令和元年9月11日	鳥取県商工労働部 通商物流課	鳥取県内の運送事業者及び荷主企業を対象とし、物流の現状や課題を把握し、有効な支援を実施するための基礎資料を得ることを目的とする。	鳥取県全域	2	1,310社	全数 無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年9月下旬～10月中旬
	千葉県子どもの生活実態調査	令和元年9月12日	千葉県健康福祉部 健康福祉指導課	子どもの貧困の状況、貧困から生じる生活へのリスクやそれぞれのリスクの関連性、次世代への貧困の連鎖の状況を顕在化させること、公的・社会的支援の認知度、利用度、利用意向を把握することを目的とする。	柏市 成田市 旭市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 四街道市 匝瑳市 山武市 多古町 睦沢町 長生村	2	42,000人	有意抽出	郵送 学校	1回限り	令和元年9月18日～10月11日
	在留外国人生活実態調査及び民間支援団体状況調査	令和元年9月13日	山梨県総合政策部 外国人受入支援課	山梨県における外国人の受入れ促進と共生推進に向けて、今後の取り組みの方向性・戦略をまとめたビジョンの策定を予定しており、そのための基礎データとすることを目的とする。	山梨県全域	1	2,000人 40団体	無作為抽出 有意抽出	郵送	1回限り	令和元年10月～11月
	東京都商店街実態調査	令和元年9月17日	東京都産業労働局 商工部地域産業振興課	商店街振興施策の立案と対策を推進するための基礎資料として「商店街基本台帳」を作成することを目的とする。	東京都全域	1	2,500商店街	全数	郵送	3年	令和元年10月中旬～11月中旬
	訪日外国人旅行者市内実態調査(ラグビーワールドカップ2019 TM 訪日観戦客動向調査)	令和元年9月18日	横浜市文化観光局 MICE振興部観光振興課	横浜市に来訪する訪日外国人旅行者のうち、ラグビーワールドカップ2019 TM の訪日観戦客の来訪目的や消費動向に関するデータを収集し、結果の分析を行うことで、海外誘客プロモーションや受入環境整備に係る施策立案の基礎資料とすることを目的とする。	横浜市全域	1	200人	有意抽出	調査員	1回限り	令和元年9月21日～11月2日
	近畿圏パーソントリップ調査(事前調査)	令和元年9月19日	京都府建設交通部 道路建設課	パーソントリップ調査(本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式でのパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調査を効率的に実施する基礎資料を得ることを目的とする。	長岡京市 宇治市 綾部市	3	1,260世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則として10年)	令和元年10月上旬～11月下旬
	近畿圏パーソントリップ調査(事前調査)	令和元年9月19日	奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局 地域デザイン推進課	パーソントリップ調査(本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式でのパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調査を効率的に実施する基礎資料を得ることを目的とする。	奈良市 吉野町	3	840世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則として10年)	令和元年10月上旬～11月下旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	ウミガメ上陸状況等調査	令和元年9月19日	高知県林業振興・環境部環境共生課	高知県内の海岸に上陸するうみがめの産卵及び生息地の状況等を把握し、うみがめの保護や生物多様性保全のための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域 高知県沿岸部 (東洋町、室戸市、奈半利町、田野町、安田町、安芸市、芸西村、香南市、南国市、高知市、土佐市、須崎市、中土佐町、四万十町、黒潮町、四万十市、土佐清水市、大月町及び宿毛市)	2	10者 19市町村	全数	郵送	1年	毎年11月1日～12月末日
	北九州市分譲マンション実態調査	令和元年9月19日	北九州市建築都市局住宅部住宅計画課	北九州市内の分譲マンションの棟数、所在地等のほか、管理組合等の実態を把握し、既存マンションがかかえる課題解決に向けた支援策検討のための基礎情報を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	1,700棟	全数	郵送 職員	5年	令和元年10月中旬～令和2年1月下旬
	職域におけるがん検診実施状況調査	令和元年9月24日	埼玉県保健医療部疾病対策課	職域(事業所及び医療保険者)でのがん検診の実施状況を把握し、今後のがん検診の受診率向上に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	埼玉県全域	2	4,000事業所 41保険者	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年10月8日～10月23日 令和元年10月10日～10月31日
	次期愛知県障害者計画策定に係る障害者基礎調査	令和元年9月24日	愛知県福祉局福祉部障害福祉課	次期愛知県障害者計画の策定及び今後の愛知県の障害者支援施策推進の基礎資料とすることを目的とする。	愛知県全域	1	3,100人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年10月上旬～11月上旬
	近畿圏パーソントリップ調査(事前調査)	令和元年9月24日	大阪府都市整備部交通道路室道路整備課	パーソントリップ調査(本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式でのパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とする。	豊中市 河内長野市 忠岡町	3	1,260世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則として10年)	令和元年10月上旬～11月下旬
	介護サービス事業所実態調査	令和元年9月24日	鹿児島県くらし保健福祉部介護保健室	2025年には、介護人材が鹿児島県内で約2,000人不足することが予想されることから、介護サービス事業所実態調査を実施し、介護人材の充足状況や外国人介護人材の受入れの意向等を把握し、今後の介護人材確保に係る施策を推進する上での基礎資料とすることを目的とする。	鹿児島県全域	1	5,060事業所	全数	郵送 オンライン	1回限り	令和元年9月20日～10月18日
	近畿圏パーソントリップ調査(事前調査)	令和元年9月24日	大阪市都市計画局計画部交通政策課	パーソントリップ調査(本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式でのパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とする。	大阪市天王寺区 東淀川区 東住吉区	3	1,260世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則として10年)	令和元年10月上旬～11月下旬
	近畿圏パーソントリップ調査(事前調査)	令和元年9月24日	神戸市都市計画部公共交通課	パーソントリップ調査(本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式でのパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とする。	神戸市東灘区 垂水区 須磨区	3	1,260世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則として10年)	令和元年10月上旬～11月下旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	第10次千葉県廃棄物処理計画策定に係る基礎調査	令和元年9月27日	千葉県環境生活部循環型社会推進課	第10次千葉県廃棄物処理計画策定に必要な千葉県全体の産業廃棄物の発生量、処分量等の基礎数値を把握するため、産業廃棄物排出事業所に対し、個々の事業活動における産業廃棄物の発生量等をはじめ、今後の事業活動予定等を把握することを目的とする。	千葉県全域	4	7,000事業所	有意抽出	郵送	1回限り	令和元年10月下旬～11月下旬
	近畿圏パーソントリップ調査(事前調査)	令和元年9月27日	滋賀県土木交通部都市計画課街路・区画整理係	パーソントリップ調査(本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式でのパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とする。	甲賀市 愛荘町 多賀町	3	1,260世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則として10年)	令和元年10月上旬～11月下旬
	近畿圏パーソントリップ調査(事前調査)	令和元年9月27日	兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課	パーソントリップ調査(本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式でのパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とする。	明石市 三木市 市川町	3	1,260世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則として10年)	令和元年10月上旬～11月下旬
	近畿圏パーソントリップ調査(事前調査)	令和元年9月27日	京都市都市計画局歩くまち京都推進室	パーソントリップ調査(本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式でのパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とする。	京都市中京区 伏見区 北区	3	1,260世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則として10年)	令和元年10月上旬～11月下旬
	自転車保険加入実態アンケート調査	令和元年9月30日	京都府府民環境部安心・安全まちづくり推進課	京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例により自転車保険の加入が義務付けられている状況を踏まえ、京都府域における自転車保険の加入実態を把握し、自転車保険の加入促進に関する施策のための基礎資料を得ることを目的とする。	京都府全域	2	1,800人 1,100事業所	有意抽出	オンライン	1年	毎年10月中旬～2月下旬
	近畿圏パーソントリップ調査(事前調査)	令和元年9月30日	和歌山県県土整備部道路局道路政策課	パーソントリップ調査(本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式でのパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とする。	田辺市 古座川町	3	900世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則として10年)	令和元年10月下旬～11月下旬
	近畿圏パーソントリップ調査(事前調査)	令和元年9月30日	堺市建築都市局交通部交通政策課	パーソントリップ調査(本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式でのパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とする。	堺市北区 東区 南区	3	1,260世帯	無作為抽出	郵送	不定期 (原則として10年)	令和元年10月上旬～11月下旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	神奈川県外国人観光客実態調査	令和元年9月6日	神奈川県国際文化観光局観光部国際観光課	外国人観光客の神奈川県への来訪実態を把握し、戦略的なプロモーションや受入環境整備に係る施策立案のための基礎資料とすることを目的とする。	神奈川県全域	2	2,000人	有意抽出	調査員 郵送 宿泊施設	1年	令和元年10月1日～12月31日
	ユニバーサルデザイン等事業所取組調査 (変更前の名称:ユニバーサルデザイン事業所取組調査)	令和元年9月6日	静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課	静岡県内に事務所を有する事業所におけるユニバーサルデザイン等の取組状況を把握し、第5次ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画の進捗状況の確認のための基礎資料を得ることを目的とする。	静岡県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	2年	令和元年10月10日～10月末日
	職場環境調査	令和元年9月9日	奈良県産業・雇用振興部雇用政策課	奈良県内の事業所における職場環境の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料とすることを目的とする。	奈良県全域	1	1,500事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月1日～8月末日
	「とっとり県民の日」アンケート調査	令和元年9月9日	鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課	ふるさとに誇りと愛着を持った人材を育成するため、平成26年度から学校におけるとっとり県民の日当日の一斉取組の実施、ふるさと講師派遣事業の実施等、教育委員会と連携した事業の強化を図っているところであるが、児童・生徒及び学校に対し、県民の日について調査し、事業の効果測定を行うとともに、今後の取組を検討するための資料とすることを目的とする。	鳥取県全域	2	3,500人 50校	有意抽出	郵送	5年	令和元年9月18日～11月8日
	「とっとり県民の日」県政電子アンケート	令和元年9月9日	鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課	鳥取県民がふるさとについて学び、興味をもち、ふるさとを愛する心を育て、自信と誇りの持てる鳥取県民力を合わせて築き上げていくことを目指すため、9月12日を「とっとり県民の日」として定め、各種事業を展開していることから、鳥取県民の方の県民の日への認識等を測り、事業の効果測定を行うとともに、今後の取組を検討するための資料とすることを目的とする。	鳥取県全域	1	660人	全数	オンライン	5年	令和元年9月26日～10月15日
	東京都福祉保健基礎調査(都民の健康と医療に関する実態と意識) (変更前の名称:東京都福祉保健基礎調査(障害者の生活実態))	令和元年9月13日	東京都福祉保健局総務部総務課	東京都内における各世帯及び世帯員の健康と医療に関する実態と意識を把握することにより、東京都における保健・医療施策充実のための基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	2	6,000世帯	無作為抽出	調査員	1年	毎年10月中旬～11月中旬
	高知県観光入込客統計調査	令和元年9月19日	高知県観光振興部観光政策課	高知県内の観光施設等の利用者数を把握し、高知県観光施策の基礎資料とすることを目的とする。	高知県全域	1	300者	全数	オンライン 電話 FAX	四半期	7、10、1、4月のいずれも末日
	働き方改革に関する意識等調査 (変更前の名称:県内事業所労働条件等実態調査)	令和元年9月20日	三重県雇用経済部雇用対策課	三重県内の事業所における福利厚生・休暇制度を始め、労働条件や職場における労働環境を調査し、事業所に提供することにより、労使間における労働問題の解決への支援とするとともに、勤労福祉行政の推進に係る基礎資料を得ることを目的とする。 また、働き方改革関連法の施行を受け、労使にとって働き方を見直す機会となったことから、三重県内の事業所に加え、三重県民及び三重県内の労働組合を対象に調査を実施し、労使双方から働き方改革の取組に関する意識や実態について把握し、今後の施策の参考とすることを目的とする。	三重県全域	3	2,000事業所 4,000人 400団体	無作為抽出 有意抽出	郵送	1年 1回限り	毎年10月10日～11月5日 令和元年10月10日～11月5日
	仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査	令和元年9月20日	愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課	愛媛県内の民間事業所における育児・介護休業制度の利用状況など、仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態を把握することを目的とする。	愛媛県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	2年	令和元年10月25日～11月25日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	千葉県生活習慣に関するアンケート調査	令和元年9月24日	千葉県健康福祉部健康づくり支援課	千葉県民の健康に係る生活習慣の現状を把握し、健康や医療に関する課題を明らかにし、今後の健康づくり施策の推進等に必要の基礎資料を得ることを目的とする。	千葉県全域	1	16,000人	無作為抽出	郵送	2年	令和元年10月下旬～11月中旬
	東京都 多様な働き方に関する実態調査(テレワーク)	令和元年9月24日	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課	労働力人口の減少への対策や、育児・介護と仕事の選択を迫られる状況の緩和等のため、テレワークの導入が求められる一方で、テレワーク実施割合は一部大企業を除き、低調にとどまっている。そのような状況の中、東京都では、東京2020大会期間中の交通の混雑緩和や、ソフトレガシーとして多様なワークスタイルを定着させるため、東京2020大会までに企業のテレワーク導入率35%という目標を掲げ、テレワークの推進に取り組んでいる。令和元年6月末には、普及状況の把握や、今後の的確な施策展開の一助とするため、東京都内のテレワーク導入の実態調査を実施した。東京2020大会時点の導入率35%という目標を確実に達成するため、今回、中間調査として11月末時点における実態調査を実施し、最新の状況を把握することにより、今後の施策展開や企業へのさらなる促進へと繋げることを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く)	3	20,000企業 20,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	不定期 (原則として1年)	令和元年6月28日～7月26日 令和元年11月29日～12月27日
	労働条件実態調査	令和元年9月24日	鹿児島県商工労働水産部雇用労政課	鹿児島県内の企業に雇用されている常用雇用者の労働条件に関する諸制度等について総合的に調査することで、労働行政の資料を得ると共に、労使関係者に資料として提供し、労使関係の近代化と安定促進に寄与することを目的とする。	鹿児島県全域	1	1,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年10月1日～10月31日
	労働条件・労働福祉実態調査	令和元年9月26日	愛知県労働局労働福祉課	愛知県内の企業における労働時間などの労働条件や労働者の福利厚生(ソフト面)に係る制度の導入・利用の実態を明らかにすることを目的とする。	愛知県全域	1	1,500事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年10月下旬～11月下旬
	神奈川県営水道についての事業所調査	令和元年9月27日	神奈川県企業庁企業局水道部経営課	神奈川県営水道の事業所の水使用に関する実態及び意識、県営水道事業に関する意識等を把握し、お客さま(水道水を使用している事業所)に信頼される事業運営に資することを目的とする。	神奈川県営水道給水地域 (厚木市、綾瀬市、伊勢原市、海老名市、小田原市、鎌倉市、相模原市、逗子市、茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市、大和市、愛川町、大磯町、寒川町、二宮町、箱根町、葉山町)	1	926事業所	全数	郵送	3年	令和元年11月18日～12月2日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	神奈川県営水道について のお客さま意識調査	令和元年9月27日	神奈川県企業庁企業 局水道部経営課	神奈川県営水道の家庭の水使用に関する実態及び 意識、県営水道事業に関する意識等を把握し、お客さま (水道水使用者)に信頼される事業運営に資することを 目的とする。	神奈川県営水 道給水地域 (厚木市、綾瀬 市、伊勢原市、 海老名市、小 田原市、鎌倉 市、相模原市、 逗子市、茅ヶ 崎市、平塚市、 藤沢市、大和 市、愛川町、大 磯町、寒川町、 二宮町、箱根 町、葉山町)	1	5,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	3年	令和元年11月18日～ 12月2日
	石川県介護・福祉人材に 関する実態調査	令和元年9月27日	石川県健康福祉部 厚生政策課	石川県内の介護・福祉人材の就職・離職の状況や職 員の勤務条件等や意識などを把握し、「石川県介護・福 祉人材確保・養成基本計画」に基づく施策推進のため の基礎資料を得ることを目的とする。	石川県全域	2	3,200事業所 3,200人	全数 無作為抽出	郵送	不定期	令和元年10月1日～10 月15日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。